

福祉環境委員会行政調査報告

福祉環境委員会委員長 五 島 大 亮

1. 日程

令和元年9月2日（月）～9月4日（水）

2. 調査項目

- (1) 京都動物愛護センターの運用と実態について（京都市）
- (2) 新エネルギー・省エネルギーの取り組みについて（札幌市）
- (3) 路上喫煙・ポイ捨て禁止対策について（札幌市）
- (4) 介護サポートポイント事業について（札幌市）

3. 委員長所見

(1) 京都動物愛護センターの運用と実態について（京都市）

京都動物愛護センターでは、設立の背景から日々の活動、譲渡や殺処分数の推移、その他の動物に関する条例などについて視察を行った。

平成22年に府と地元市町が共同設置したものであり、民間から多額の寄付を受け、約3,000平米のドッグラン、人と動物の共生がイメージできるような木質利用の建造物、獣医師会と共同設立した年中無休の夜間動物病院が併設されている事などが特徴であった。

神戸市の動物管理センターは、昭和50年ごろに建設され、当初狂犬病予防法に基づいて、野犬などを殺処分することを主目的としているところに比べ、動物との共生など、ポジティブな考え方に基づいた建築物であるところは、神戸市との大きな違いである。

可能な限り殺処分を減少させようとしている考え方については神戸市も同様ではあるが、日常から愛犬家や愛猫家などが訪れやすい施設整備と日々の活動は、見習うべきところであると考えられる。また、ドッグランなどは、日本ヒルズコルゲート(株)のネーミングライツも設定しており、資金的援助と使用するドッグフー



ドなどの物的援助も大きく受け入れており、運用面で大きく貢献されているところも、今後の考え方として取り入れるべきと考えられる。

その他、ボランティアとの関係づくり、マナー条例、マイクロチップ補助などについても視察を行った。

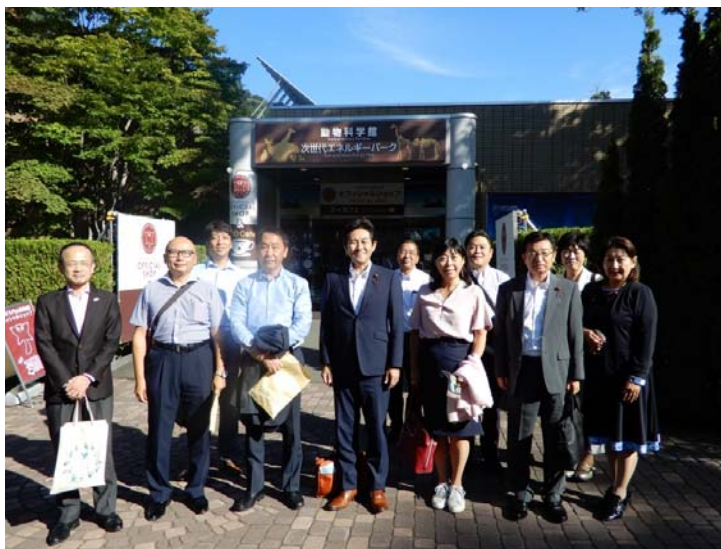


(2) 新エネルギー・省エネルギーの取り組みについて（札幌市）

エネルギー先進都市として水素プロジェクトなどを進めているところから、環境首都をうたう札幌市の同施策を視察した。

札幌市は国内でも北に位置するため、冬季に寒冷であり、熱源を確保する事がエネルギー施策としての主目的になるという事であった。そのために、(株)北海道熱供給公社・北海道地域暖房(株)における熱供給システムにおいて、ゴミや木質チップ燃焼による広範囲地域への熱供給が行われている。木質バイオマスボイラーでは、31メガワットのエネルギー供給がなされ、札幌市内の複数民間ビルなどにダクトを通じて熱源が供給されるという、神戸市では考えられないようなインフラ整備がなされている。また、太陽光や雪冷房システム、バイオマスなどの種々の施策を混在させた円山動物園＝エネルギーパークの整備なども行っている。

バイオマスについては、発電までは同時に行われていないという事であったが、神戸市でバイオマスを進める場合は、木質の燃焼による熱の利用および発電エネルギー生産、そして北海道ほどではないが、広大な森林を抱えているため、間伐材を利用する事による森林環境の維持、維持のための人材確保による雇用の増加などを、税制や補助金などの利用を兼ねて実現でき



ばと思われる。

面白いと感じたのは、ゴミ袋の価格設定であり、通常の生ごみの袋は、40 リットルのものが5枚で 400 円と割高に感じる額であるが、雑紙の回収は無料である事であった。これは、雑紙はボイラーの燃料になるからであるが、神戸市では生ごみに雑紙が混入する事を避けるために、様々な施策を行っているが、このような値段設定による推進も考えられるのだと感じた。

新エネルギー・省エネルギー視察のあと、円山動物園の現場視察を行った。エネルギーパークという事で、上述した様々な発電・熱供給システムが存在したが、やはり動物園においても冬季の熱供給がポイントという事で、木質バイオマス燃焼による熱供給システムが特徴的であった。一日の消費量は木質 360kg という事で、かなりの量になるが、総合的に見たCO₂排出量削減につながる事などから有用というものであった。冬季の降雪を蓄積し夏の冷房に使用するという、レッサーパンダ舎の雪冷房システムも特徴的ではあったが、降雪の少ない神戸では導入困難であろう。



(3) 路上喫煙・ポイ捨て禁止対策について（札幌市）

札幌市タバコの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例について、また、これに付随する美化推進活動について視察を行った。

この条例は、市民のモラル向上を主目的として、道路の美化や他人に危害を及ぼす危険性のある歩きたばこの防止のため、平成17年8月に施行され、美しい街づくりの推進に貢献しているという事である。

喫煙制限区域として、札幌駅



や市役所周辺の約 600m×1,500mの広大な範囲を指定し、その中では設置されている灰皿がない場所での喫煙を禁止し、1,000 円の過料や注意などを行うものである。路面への広報貼付や看板・放送などにより周知活動に努めており、係員が暴言を受けたり、知らない市外の方が混乱したりする事もあるという事だが、街の美化や当初目標である市民のモラル向上に貢献しているという。

J Tが設備費を拠出した喫煙所なども設置されており、受動喫煙の防止のためには、神戸市においても複数箇所設置してもよいのではという委員からの声も聞かれた。

受動喫煙防止法により、公的セクターの建造物内では原則喫煙ができない事になったが、このために路上喫煙などが増加し、受動喫煙の被害が増加するという逆効果もあるため、このような喫煙所の整備については、たばこ税やJ T補助も含めて適切に行っていく必要があると考えられる。

(4) 介護サポートポイント事業について（札幌市）

元気な高齢者が介護保険制度への理解を深め、社会参加や地域貢献の場を広げることにより、自身の健康増進と介護予防に役立てるという目的で、介護保険施設などで行うボランティア活動に応じたポイントを交付し、ポイントに応じた現金を交付する事業である。

特別養護老人ホームなどの介護関連施設を対象事業所として募集し、レクリエーション活動の支援や参加から話相手まで広範囲な活動について、1 時間 1 ポイント、2 時間 2 ポイントとし、1 日最大で 2 ポイントまで、年間最大で 50 ポイントまでを現金交換対象とし、1 ポイントを 100 円と交換できるものである。

平成 25 年 10 月より当該事業を開始したが、対象となる高齢者人口 50 万人超に対して、サポーターとしての登録者数は 1,700 名超と伸び悩んでおり、また、対象事業者についても増加傾向が緩慢であることが課題であるという。これには、ボランティア管理に手間がかかる事など、事業者側の受け入れの難しさや、近所にサポーターが活動する施設がなかったり、介護施設における活動が個人的に合わないなどの要因があるという事である。

神戸市においても、介護予防は大きな課題であるため、介護予防ポイントは事業として取り組みたいところであるが、対象となる活動の範囲や、獲得したポイントを交換できる対象物が現金でいいのか？など、様々な課題を認識する機会となった。社会参加を一つの目的とするのであれば、公共交通機関を利用できるチケットであったり、介護予防という目的であれば、介護予防に尽力した本人の介護保険料の減免などが可能であるならば、効果的なインセンティブとなるのではないかと考えられる。

以上